

貸金業法改正から10年

～終わっていない高金利被害・過剰与信被害をなくそう！

そして、改めてTPPに反対することを確認しよう！

高金利引き下げ・過剰融資規制を中心とした改正貸金業法が、平成18年12月20日に公布されてから10年が経過した。

この間、改正貸金業法及び多重債務問題改善プログラムによる、地方自治体における多重債務相談窓口の拡充など官民挙げた取組みもあって、社会問題化していた「多重債務問題」は沈静化しつつあり、貸金業法改正は画期的な成果を挙げた。多重債務者、自殺者、破産者は大きく減少している。

しかしながら、貸金業者の貸付残高が減少しているにもかかわらず、銀行の消費者向け貸付残高は大幅に増加している。また、利息制限法の上限金利も依然として引き下げられていない。

本日の分科会においては、年利15%、18%、20%もの高金利を容認している利息制限法の上限金利は、市民の生活を破壊する高金利被害を生み出しているという現実、また、総量規制の例外となっている銀行の消費者ローンが新たな過剰与信の温床となっている現実が再確認できた。

利息制限法に基づく高金利被害

銀行の消費者ローンによる過剰与信被害

私たちは新たな多重債務問題ともいうべき、この2点について、これ以上の被害を生み出さないよう、さらなる法改正を求めていかなければならない。

具体的には、①利息制限法の上限金利の引き下げ、と②総量規制の強化である。

法改正から10年を迎える節目の時期に、貸金業法改正後10年間における多重債務対策の成果を確認するとともに、多重債務被害者救済を更に進めるために、残された課題・新たに生じている課題である上記2点について強く求めていくことを宣言する。

また、今年になって、環太平洋パートナーシップ（TPP）の条項の日本語版が公表され、その中のISD条項（投資家が国に損害賠償を求める仕組み）がある一方で、利息の規制は、自律的に規制の強化できる将来留保事項にも、現在のままの規制が当面維持されるとされる現在留保事項にもないことが判明した。

TPPはネガティブリスト方式で、留保事項に書かれないものについては、投資家によって投資家を害すると判断された場合、規制強化は、ISD条項による損害賠償の対象となりかねない。判断する機関も、従前の類似した条約において、投資家の利益を、国民の安全より優先して判断してきた。さらに新たな利息制限法改正によって金利を引き下げ、上限利率規制強化を図る、ということも困難となる性格のものであることも明らかとなった。

このようなTPPは、利息の規制を困難なものとし、国民の権利と国会による立法を否定し、主権を放棄するものである。このようなTPPを国会が批准してはならない。

平成28年11月6日

第36回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 宮崎 参加者一同